郵便料の電子納付について

水戸地方・家庭・簡易裁判所（管内支部簡裁を含む）の事件（※）に関する郵便料の納付については、「電子納付」（インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のＡＴＭを利用して納付する方法）を利用することができます。

ただし、事件の類型により郵便切手での予納を依頼する場合があります。

◆便利な点◆

・原則として、24時間365日いつでもどこからでも納付ができます。

・裁判所への保管金提出書の提出は不要です。

・原則として、振込手数料は掛かりません※。

・事前登録を行うと全国の裁判所で利用することができます。

※ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、時間外手数料がかかることがあります。

●電子納付を利用することができる事件（※）

次の主な手続（その他の事件は、担当係にお問い合わせください。）に必要な郵便料については、電子納付を利用することができます。ただし、嘱託にかかる回答の返送料等、郵便切手の予納を依頼する場合があります。

⑴　地方裁判所で審理する民事訴訟事件、労働審判事件、調停事件、控訴・上告提起事件、不動産執行事件等

⑵　簡易裁判所で審理する民事通常訴訟事件、少額訴訟事件、督促事件、調停事件、和解事件等

⑶　家庭裁判所で審理する事件

〈電子納付のお問い合わせ先〉
水戸地方裁判所事務局会計課出納第二係
電話029－224－8185（ダイヤルイン）

水戸地方・家庭・簡易裁判所

電子納付利用の手引き

利用登録 ➡ 利用申出 ➡ 納付 ➡ 返還

まずは利用登録しましょう！！

「電子納付利用者登録申請書」に必要事項を記入してご提出ください。

※電子納付利用者登録申請書は、裁判所ウェブサイトからもダウンロードすることができます。
（http://www.courts.go.jp/online/denshinouhu/index.html）

申請書用紙に記入の上、水戸地裁本庁会計課出納第二係又は各支部・簡裁の庶務課の窓口に持参又は郵便により提出してください。利用者登録は**無料**です。

受付後、出納第二係又は庶務課より**「電子納付利用登録票」**をお渡しいたします。

・・・これで、全国の裁判所での利用が可能になります。

すぐに利用する予定がなくても登録できます。

ご都合のよいときに利用者登録をしておくと便利です。

（ただし、**２年間使用がないと登録が抹消**されます。ご注意ください。）

電子納付を利用しましょう！！（その１）
利用の申し出

１．　申立窓口で申し出る場合

訴え提起などの際に、事件係窓口の受付担当者へ
・**「郵便料の納付は電子納付で行いたい」**　という旨と
・利用者登録票に記載されている**「登録コード」の番号（７桁）**
をお伝えください。

受付が完了したら、**「保管金提出書（納付指示情報）」**を受付担当者よりお渡しします。

この保管金提出書（**納付指示情報**）は、電子納付に必要な情報を記載したものです。

（ＡＴＭで登録していただく情報をお伝えするものですので、電子納付による納付手続終了後に裁判所に提出していただく必要はありません。）

２．　郵送で申し出る場合

書類の送付書等に
・**「郵便料の納付は電子納付で行いたい」**　という旨と
・利用者登録票に記載されている**「登録コード」の番号（７桁）**
を記載して同封してください。

受付が完了したら、**「保管金提出書（納付指示情報）」**を事件係もしくは事件担当者から交付いたします。

３．　事件係属後に納付する必要が生じた場合

郵便料の追納など、事件係属後に納付する必要が生じた場合は、事件の担当者が対応いたします。

担当者に**「郵便料の納付は電子納付で行いたい」**旨をお伝えください。

電子納付を利用しましょう！！（その２）
納付のしかた

インターネットバンキング、Ｐａｙ－ｅａｓｙ対応のＡＴＭで納付手続をお願いします。

お渡しした**「保管金提出書（納付指示情報）」**（電子納付用）に記載されている、

- **「収納機関番号」**
- **「納付番号」**
- **「確認番号」**

を入力して、保管金提出書（**納付指示情報**）に記載された**所定の金額を納付**してください。

・・・これで納付は完了！！

※令和７年１月から「保管金受領証書」は交付しません。

返還（事件終了時）について

事件が終了した際に残額がある場合には、**利用者登録の時にご指定いただいた預金口座**に速やかに返還します。

この**「内容」**と、**「電子納付利用者登録申請書」**の用紙（エクセルファイル）（ここから）↓

は、ホームページからダウンロードして印刷もできます。